

## 【利用者負担額(保育料)について】 ※令和6年10月1日現在

### ◆1号認定子ども 0円

※別に、施設が定める「給食費」などががかかります。世帯所得が360万円未満相当の世帯のお子さん及び第3子以降のお子さんは副食費(おかず・おやつ代)が免除されます。

### ◆2・3号認定子ども

#### ○3歳以上児 0円

※別に、施設が定める「給食費」などががかかります。世帯所得が360万円未満相当の世帯のお子さん及び第3子以降のお子さんは副食費(おかず・おやつ代)が免除されます。

#### ○3歳未満児 下表のとおり

階層区分		保育料額	
		3歳未満児	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税額 非課税世帯	0	0
3-1	市町村民税均等割 のみ課税世帯	(8,000) 17,000	(7,900) 16,800
3-2	市町村民税所得割 48,600円未満	(9,000) 19,500	(9,000) 19,300
4-1	48,600円以上 57,000円未満	(9,000) 24,000	(9,000) 23,600
4-2	57,000円以上 63,000円未満	(9,000) 24,500	(9,000) 24,100
4-3	63,000円以上 75,000円未満	(9,000) 25,000	(9,000) 24,600
4-4	75,000円以上 97,000円未満	(9,000) 25,500	(9,000) 25,100
5-1	97,000円以上 111,000円未満	31,000	30,500
5-2	111,000円以上 125,000円未満	35,500	34,900
5-3	125,000円以上 149,000円未満	41,000	40,400
5-4	149,000円以上 169,000円未満	41,500	40,900
6-1	169,000円以上 195,000円未満	44,000	43,300
6-2	195,000円以上 301,000円未満	44,500	43,900
7	301,000円以上 397,000円未満	44,500	43,900
8	397,000円以上	44,500	43,900

①副食費(おかず・おやつ代)は保育料に含まれます。

②第3-1階層から第4-2階層のうち、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、子どもの年齢に関わらず上から1人目のお子さんは基準額、2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

③第3-1階層から第4-4階層のうち、市町村民税額所得割額が77,101円未満の世帯で、「ひとり親世帯」「在宅障害者(児)のいる世帯」については、子どもの年齢に関わらず上から1人目のお子さんは( )内の金額、2人目以降のお子さんは無料となります。

④第3-1階層から第8階層のうち、同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育園・幼稚園・認定こども園を利用または障害者通所施設などを利用している場合は、小学校就学前のお子さんから数えて最も年齢の高いお子さんを基準額、2番目に年齢の高いお子さんを半額とし、以降のお子さんは無料となります。

⑤上記②③④に該当しない第3子以降3歳未満のお子さんの保育料は、県の軽減事業に基づき上表より軽減されます。

**※年度内に3歳の誕生日を迎えられた場合でも、保育料に変更はありません。**

保護者または世帯における市町村民税の課税状況をもとに利用者負担額(以下「保育料」)を決定します。

### ◆保育料は、父母の市町村民税額の合計で算定されます。

ただし、父母以外の扶養義務者(同居の祖父母など)が、父母やお子さんを扶養している場合や、その扶養義務者が自営業を営んでおり、父母がその事業の専従者となっている場合など、父母以外の扶養義務者が家計の主宰者と判断される場合は、その扶養義務者の市町村民税額を含めます。

### ◆保育料の算定期間は次のとおりです。

令和7年4月～8月分(前期)・・・令和6年度市町村民税から算定

令和7年9月～令和8年3月分(後期)・・・令和7年度市町村民税から算定

★後期の保育料が前期の保育料から変更となる場合は通知します。

★令和7年1月1日現在階上町に住所のない方は、令和7年度市町村民税額の分かるもの(課税証明書等)を令和7年6月末までに提出してください。

※申請書の個人番号記載欄に個人番号(マイナンバー)を記入いただいた場合は、上記の書類の提出を省略することができます。

◎修正申告などにより市町村民税額に変更があった場合は、利用開始日にさかのぼって利用者負担額が変更となります。修正申告などされましたら、すみやかにすこやか健康課まで御連絡ください。

◎保育料は、父母の市町村民税額の合計で決定されます。確定申告期間内に申告を済ませてください。

## 【保育料の無償化・給食費の助成について】

階上町では子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、令和6年10月分から『保育料』の無償化及び『給食費』の助成を行います。詳細については以下のとおりです。

### 【階上町保育料無償化事業】

#### ◆対象者

階上町に住所があり、保育所等(町外の施設、認可外保育施設含む)を利用する0~2歳の子どものうち、保育料が発生する全ての方。

※令和元年10月より、1号認定を受けたお子さん及び4月1日時点で満3歳に達している2号認定のおさんは保育料が無償化されました。

#### ◆支給額及び方法

保育所等に階上町が保育料相当額を支給することで無償化を実施します。

### 【階上町保育施設等給食費助成事業】

#### ◆対象者

階上町に住所があり、保育所等(町外の施設、認可外保育施設含む)を利用する3~5歳の子どものうち、主食費及び副食費が発生する全ての方。

#### ◆支給額及び方法

保育所等に階上町が月額4,800円を上限として、給食費を支給することで助成を実施します。4,800円を超えた場合は保護者負担となります。給食費の金額は各園にお問い合わせください。

#### ▶手続き

##### ①保育所等を利用する方

原則、必要な手続きはありません。

対象となる児童がいる場合、町から支給決定通知が保護者宛に送付されます。

##### ②認可外保育施設を利用する方

手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。

#### 【注意事項】

- ・「一時預かり保育料」「延長保育料」「その他施設が定める実費徴収」は無償化の対象外となります。
- ・階上町に住所がある子どもを対象としているため、転出した場合は同じ施設を利用していたとしても対象外となります。

## 【お問い合わせ】

階上町 すこやか健康課 児童グループ TEL: 0178-38-1237

